

競争参加者の資格に関する公示

平成22年度木曽川上流河川許認可審査支援業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成22年1月20日
中部地方整備局長 富田 英治

1 業務概要

- (1) 業務名 平成22年度木曽川上流河川許認可審査支援業務
(2) 業務内容 木曽川上流河川事務所が所管する河川許認可に関する調査・整理の実施、書類等の審査を行い、河川の適正な管理を図るための審査・指導の支援を行うものである。
主な業務内容は以下のとおりである。
(1) 管内河川の河川法に基づく各種申請書の受付・事前審査
(2) 河川管理関係資料の補正及び作成
(3) 現地情報及び資料の収集・整理
(3) 履行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日を予定する。

2 申請の時期

平成22年1月21日から平成22年2月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法
「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、国土交通省中部地方整備局ホームページからダウンロードすることにより交付する。
ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/>
「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「契約関係様式集」の順で検索のこと。
(2) 申請書の提出方法
申請者は、申請書に本業務に係る設計共同体協定書（4(4)の条件を満たすものに限る。）の写し及び当該業務に係る競争参加資格確認申請書（別紙の様式－2～6の写し）を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
提出先：〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
名古屋合同庁舎第二号館 中部地方整備局 総務部契約課
電話 052-953-8138
(3) 申請書等の作成に用いる言語
申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次の(1)から(4)に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定し、それ以外の設計共同体については設計共同体としての資格があると認定する。

- (1) 組合せ
構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとし、構成員の数は2者を限度とする。
① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
② 中部地方整備局における土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
③ 中部地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名

停止等を受けていないこと。

- (4) 平成20年10月7日付け公示5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。
 - (5) 当該業務の「入札公告【総合評価落札方式】（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成22年1月20日付け分任支出負担行為担当官中部地方整備局木曽川上流河川事務所長）2-2及び入札説明書4-2に示された条件を満たしている者であること。
- (2) 業務形態
- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。
 - ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。
- (3) 代表者要件
- 構成員において決定された代表者が、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。
- (4) 設計共同体の協定書
- 設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4 (1) ②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4 (1) ②の認定を受けていない構成員が4 (1) ②の認定を受けることが必要である。

また、この場合において、4 (1) ②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに4 (1) ②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

- (1) 設計共同体の名称は、「平成22年度木曽川上流河川許認可審査支援業務××・△△設計共同体」とする。